

# 荒尾市地球温暖化対策実行計画書

(第 5 期 実 行 計 画)

(市の事務及び事業に係る計画)

令和 2 年 3 月

荒 尾 市

# 目 次

まえがき	1
第1章 計画の基本的事項	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の対象	2
1. 計画の対象物質	2
2. 計画の対象範囲	3
第2章 温室効果ガスの排出量等の現況	3
第1節 温室効果ガス排出量算定方法	3
第2節 温室効果ガスの排出量	3
第3節 活動量別排出割合	3
第3章 計画の目標	4
第1節 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標	4
第2節 温室効果ガス排出量削減目標達成のための取り組み	5
第2節 分野別目標	6
第4章 温室効果ガス削減のための取り組み	6
1. 財（物品）・サービスの購入に当たっての配慮	6
2. 財（物品）・サービスの使用に当たっての配慮	7
3. 廃棄に当たっての配慮	8
4. 建築物の建築・管理に当たっての配慮	9
5. 事業部門等における配慮	9
第5章 計画の推進	10
第1節 推進・点検体制	10
第2節 実行計画の進捗状況の調査・集計システム	10
第3節 職員の研修等	11
第4節 実行計画の進捗状況の公表	11
第6章 資料編	12
1. 温室効果ガスの排出量等の現況に関する資料	12
・平成30年度の主な活動の状況（表－5）	12
・平成30年度の温室効果ガス排出量	13
・平成25年度の温室効果ガス排出量	13

まえがき

近年、世界中で極端な気象現象が観測され、強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生しています。また、プラスチックごみによる海洋汚染が、世界的に危機意識をもって捉えられています。これらの問題は地球規模の危機であると同時に、各地域においても密接に関わる問題であります。これらの問題は一人ひとりが影響を受けるとともに、その原因者ともなっているため、それぞれが社会経済活動や生活様式を見直し、資源を大切にする循環型社会への転換に取り組む必要があります。

こうした中、2015年（平成27年）に地球規模の環境危機を反映し、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、地球の平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えるよう努力することが決まり、これを受けて途上国を含む主要排出国すべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げることになりました。

わが国は、国内での温室効果ガス排出削減に取り組むため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の一層の充実を図るとともに、第5次環境基本計画など関連する法の整備、地球温暖化防止国民運動（COOL CHOICE）の推進など、地球温暖化対策を推進してきました。

パリ協定においては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故によるエネルギーをめぐる環境の大きな変化を踏まえ、温室効果ガスの総排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度比で26%削減する目標を掲げています。また、目標達成のため、エネルギー基本計画によるエネルギーミックスや低炭素技術の開発・普及や社会経済構造の脱炭素化など長期的な取り組みが進められています。

温対法においては、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務と具体的な取り組みを明らかにしており、本市では、平成12年10月に第1期実行計画を策定、その後、平成17年に第2期、平成22年度に第3期、平成27年度に第4期実行計画を策定しました。第4期の実行計画は、平成27年度から令和元年度までの計画期間において基準年度の温室効果ガス排出量を上回らないことを目標に掲げ、平成30年度においては目標を達成しています。

第4期計画が令和元年度をもって満了することから、近年のエネルギー使用状況や国内外における地球温暖化対策の動向を踏まえ、令和2年度から令和7年度までの6年間における第5期実行計画を策定します。

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画の目的

本市は、地域の環境保全施策や様々な事業を行うに当たって、本市自らが循環型社会の構築に積極的に取り組むことにより、市民及び事業者等に対して環境保全に配慮した行動を促し、もって温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷の低減を図ることを目的とします。

### 第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和7年度までの6年間で第5期の計画期間とします。

なお、計画の実施状況や社会情勢の変化等により、必要に応じ見直しを行うものとします。

### 第3節 計画の対象

#### 1. 計画の対象物質

本計画の対象物質（温室効果ガス）は、温対法第2条第3項に規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（13種類）、パーフルオロカーボン類（7種類）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を対象とする。

表-1 温室効果ガスの特性表

温室効果ガス	産業・社会・生活活動に係る発生源	主な対策	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼 廃棄物などの焼却	エネルギー効率の向上 ライフスタイルの見直し	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	化石燃料の燃焼 家畜の反芻、ふん尿 水田土壌、下水処理 自動車の走行	飼料・ふん尿処理の改善 埋立量の削減	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	化石燃料の燃焼 窒素肥料の施肥 麻酔ガスの使用 自動車の走行	高温燃焼、触媒の改良 適正な施肥量	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫やカーエアコンの冷媒 スプレー製品等の噴射剤 廃棄時の漏洩	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理	12～ 14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	電子部品等のエッチング等	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理	7,390～ 17,340
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変圧器の電気絶縁ガス	使用時漏出防止や回収・再利用・破壊処理	22,800
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	電子部品等のエッチング等	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理	17,200

※地球温暖化係数：各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の当該程度に対する比で表した係数

## 2. 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、次の部局に係る事務及び事業とします。

ただし、公共工事の発注による事務・事業については、温室効果ガスの排出量の把握対象としないものの、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な措置を講じるよう要請するものとします。

- ① 市長部局等（会計課及び庁内の各委員会・事務局等を含む。）
- ② 教育委員会（学校及び教育委員会関連施設を含む。）
- ③ 荒尾市民病院
- ④ 企業局
- ⑤ その他の市有施設（管理運営を民間や団体に委託している事業を除く。）

## 第2章 温室効果ガスの排出量等の現況

### 第1節 温室効果ガス排出量算定方法

温対法施行令に規定された算定方法及び省エネ法に関連する算定省令に基づき、各年度の活動量（電気や燃料の使用量、自動車の走行距離など）から算定します。

（温室効果ガス排出量算定式）

温室効果ガス種類ごとの排出量＝活動量（燃料使用量や電気使用量など）  
×排出係数（単位使用量当たり発生する温室効果ガス排出量）

二酸化炭素換算排出量＝温室効果ガス種類ごとの排出量×地球温暖化係数

### 第2節 温室効果ガスの排出量

過去3年間（平成28年度から平成30年度までの3年間の平均値）の本市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）は、表-3のとおり8,406トンでした。

温室効果ガスを物質別にみると、二酸化炭素が全体の95.5%を占めています。

### 第3節 活動量別排出割合

温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）について、その排出要因を活動別にみると、表-2のとおり電気使用が全体の72.1%を占め、次いで灯油の18.1%、下水処理の3.9%の順となっています。

表-2 活動別の温室効果ガス排出割合

項目	電気	燃料					下水処理	医療	自動車関連
		灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油		笑気ガス	
割合（%）	72.1	18.1	3.2	0.6	0.9	0.6	3.9	0.5	0.1
		23.4							

表－3 H28年度からH30年度までの温室効果ガス排出量の平均値

活動・排出量 項目	活動量	二酸化炭素排出量換算値 (kg)	備考
電気使用量 市庁舎管理等 (水道事業) (下水道事業)	12,473,140 kwh (2,955千kwh) (3,496千kwh)	6,061,946 (1,435,911) (1,698,973)	全てCO <sub>2</sub>
燃料使用量 灯油 A重油 LPG ガソリン 軽油	610,675 L 99,892 L 16,941 kg 32,867 L 18,406 L	1,520,581 270,707 50,823 76,251 47,487	CO <sub>2</sub> が大半を占める。 自動車使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量を含む。
自動車関連 ガソリン車走行量 ディーゼル車走行量	382,935 km 72,406 km	3,405 155	N <sub>2</sub> O : 97% CH <sub>4</sub> : 3%
下水処理量	4,775,468 m <sup>3</sup>	332,755	N <sub>2</sub> O、CH <sub>4</sub>
変圧器からのSF <sub>6</sub> 排出量	0 kg		
医療・笑気ガス使用量	140kg	41,720	全てN <sub>2</sub> O
合計		8,405,830	

### 第3章 計画の目標

#### 第1節 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標

平成28年から平成30年度までの温室効果ガス排出量の平均値は8,406トン、平成30年度の排出量は8,128トンとなりました。近年の電気や燃料等の使用量は、施設の老朽化、災害予防や熱中症対策等に対応する設備の導入等の影響もあり横ばい状態で推移していますが、電気使用量に係る温室効果ガス排出係数の変化により、前年度と比較して排出量が大きく減少しました。

国は、パリ協定に基づき2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標として掲げているため、本市においても同様に2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比（本市の2013年度排出量：10,213トン）で26%削減することを目標とします。

本計画では、社会情勢の変化や計画の進捗状況、技術の進歩等を踏まえて、計画期間を令和2年度から令和7年度までの6年間としていることから、温室効果ガス排出量削減目標については、表-4に示すように2030年度までに26%削減することを基本とした上で、令和7年度における温室効果ガス排出量を7,796トンまで削減するものとします。

令和7年度における温室効果ガス排出量：7,796（トン）

表－4 2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標値

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
排出量 (トン)	8,128	8,081	8,033	7,986	7,938	7,891	7,843
年度	<u>R7</u> (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	/
排出量 (トン)	<u>7,796</u>	7,748	7,701	7,653	7,606	7,558	

## 第2節 温室効果ガス排出量削減目標達成のための取り組み

本計画では、令和7年度までに温室効果ガス排出量を7,796トンまで削減することを目標としています。H30年度実績の排出量が8,128トンであることから、温室効果ガスを332トン減らすため、設備の更新や運用の改善、業務内容の見直し等により、以下のとおり排出量の削減に取り組めます。

この他にも、使用電力量が大きい施設における設備の更新等による省電力化や業務内容の改善及び効率化、専門家から省エネ推進の助言を受けることにより温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

取組内容	削減量(トン)
教育委員会棟に設置される太陽光発電設備からの発電電力を市庁舎の電力として使用。	14.2
し尿処理に伴う汚泥焼却設備の維持管理費や使用燃料購入費等を考慮し、焼却処理から汚泥の外部処理委託を実施。	259.7
し尿処理設備である捕集ファンや冷却水供給ポンプ等のインバーター化による省電力化の実施。	46.7
荒尾市浄化センター管理棟の耐震補修工事に伴う、照明器具のLED化。	1.7
市庁舎の照明設備のLED化。	25.7
合計	348.0

### 第3節 分野別目標

地球温暖化対策につながる省資源・リサイクルの推進について、次のとおり目標を定めます。

計画分野	目標
省資源・リサイクルの推進	<p>○市庁舎から排出される一般廃棄物量を <b>5,016 トン</b>とします。 (第4次荒尾市ごみ処理基本計画の令和7年度における削減率をもとに計算。)</p> <p>○庁舎等での上水使用量は、基準値(H28~H30年度の平均値)と同等以下になるように維持します。 【基準値：157,057 m<sup>3</sup>】</p> <p>○コピー用紙の使用量は、基準値と同等以下になるように維持します。(※H29年度の使用量が過大なためH28及びH30年度の平均値を基準値とします。) 【基準値：7,397 千枚】</p>

### 第4章 温室効果ガス削減のための取組方針

本実行計画では、1. 財(物品)・サービスの購入に当たっての配慮、2. 財(物品)・サービスの使用に当たっての配慮、3. 廃棄に当たっての配慮、4. 建築物の建築・管理等に当たっての配慮、5. 事業部門等における配慮の5項目に分類し、市職員が以下の環境に配慮した行動を取ることで、地球温暖化対策を推進するものとします。

なお、市民サービス等を主体にしている機関については、市民サービスの質に影響を与えない範囲で取り組むものとします。

#### 1. 財(物品)・サービスの購入に当たっての配慮

物品(製品)等は、資源を採取し、製造する段階においても環境負荷を伴うものであることから、物品(製品)等の購入に当たっては資源及び製造段階の環境負荷ができるだけ少ないものであるとともに、使用及び廃棄する段階においても環境負荷ができるだけ少なくなるような製品の購入に努めます。

取組区分	取組内容
共通事項	グリーン購入を推進する。
	できるだけ規格化や標準化を図る。
	不要な買い置きをしない。
用紙類の削減	原則、古紙配合率70%以上、白色度70%以下とする。
	できるだけ非表面塗工紙とする。
	ファイル類は、古紙配合率50%以上とする。
	トイレットペーパーは、古紙配合率100%とする。
	その他衛生用紙は、古紙配合率70%以上とする。



取組区分	取組内容
電気製品・機器類	適正規模の機器を選択する。
	照明器具はLED等の省エネルギー製品を購入する。
	待機消費電力の少ない省エネ型製品を購入する。
	プリンター等は、原則両面印刷機能付き製品を購入する。
公用車	可能な限り、小型（排気量・大きさ）を選択する。
	低燃費車・低公害車を選択する。
使い捨て製品	使い捨て用品（紙コップ等）の購入を自粛する。
容器・包装材	詰め替え製品の購入を促進する。
	簡易包装による商品の購入を促進する。
その他	部品の交換修理が可能な製品を購入する。
	保守・修理サービス期間が長い製品を購入する。
	事務服・作業服等は可能な範囲でペットボトル再生繊維を使用した製品を購入する。

## 2. 財（物品）・サービスの使用に当たっての配慮

財（物品）・サービスの使用は、資源及びエネルギーを直接的に消費することから、使用に当たっては無駄を省き、使用量を削減するため事務を効率化・合理化し、又は適正な管理を実施することによって、省資源対策及び省エネルギー対策に努めます。

取組区分	取組内容
用紙類の削減	両面コピー、両面印刷を徹底する。
	コピー・印刷物のページ数及び部数を減量化する。
	不用文書、ミスコピーの裏面利用を促進する。
	会議資料の簡素化・共有化を図り、会議で事前に配付した資料は再配付しない。
	会議資料等の部分修正は、差し替えではなく見え消しで行う。
	庁内回答文書における形式的な鏡文の廃止。
	ファックスの送付文の省略を心掛ける。
	使用済み封筒、ファイル、付箋紙等は再利用する。
	会議において封筒は配付しない。
	電算結果は、電子記録メディアに保存する。
	庁内 LAN、電子メールを活用し、ペーパーレス化を推進する。
水使用の削減	節水器具等を導入し、節水を励行する。
	バケツを利用し、洗車方法を改善する。
	流水擬音・感知式自動水洗など節水有効機器の設置を促進する。
	雨水の利用を促進する。
電気使用量の削減	パソコン、コピー機等の省エネモード設定を促進する。
	パソコン不用時のモニター、プリンターの電源切断を推進する。
	退庁時、不必要な電源プラグはコンセントから抜く。
	階段を利用し、エレベーターの利用を減らす。

取組区分	取組内容
照明機器の管理	不要電灯の消灯（昼休み時の消灯、昼窓箇所のみ点灯）の推進。
	日中、照度が十分に得られる場所は、照明機器を消灯する。
	照明器具の定期的な清掃。
空調機器の管理	冷暖房の適正温度設定。（原則、冷房 28℃、暖房 20℃）
	カーテン・ブラインドの活用。
	空調設備室外機はよしず等により日よけを行う。
	勤務時間外の冷暖房使用は自粛する。
公用車の使用	エコドライブの推進。
	暖機運転（アイドリング）の抑制。
	公用車の効率利用（相乗り等による使用の促進）。
	走行距離、燃料使用量等の実態把握及び改善の検討。
その他	ボイラー等の適正運転の管理（熱効率の向上等）。
	再生可能エネルギー利用の推進。
	断熱性の向上、電力使用量平準化の推進。
	クールビズ、ウォームビズの推進。

### 3. 廃棄に当たっての配慮

収集する一般廃棄物については、法の整備、社会の情勢及び生活様式の変化に対応して、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関する施策に取り組みます。

また、市固有の事務により発生する廃棄物については、廃棄方法及び廃棄先の確認を行うとともに再使用、再資源化の推進を図り、廃棄物の減量化に努めるなど廃棄する段階においても環境保全に配慮します。

取組区分	取組内容
廃棄物の減量化 ・ 資源化 ・ リサイクル	使い捨て製品等の購入を控える。
	ファイルの再使用に努める。
	備品、事務用品等は修繕等により長期使用を図る。
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者回収により再利用を図る。
	事務用品等の分別を徹底する。
	廃棄物の処理及び資源化量を把握する。

#### 4. 建築物の建築・管理等に当たっての配慮

建築物の建築及び管理などの各段階において、環境への負荷ができるだけ少なくなるような施工及び管理等に努めます。また、設計・施工の段階から修理・解体を考慮します。

取組区分	取組内容
設計・施工・管理	温室効果ガス排出量の少ない燃料を使用する設備の導入に努める。
	水の有効利用設備の導入に努める。
	雨水利用設備の導入に努める。
	トイレの流水擬音を導入する。
	排水処理水の利用設備の導入に努める。
	断熱性の向上、電力使用量の平準化を図る。
	廃棄物の発生抑制及び適正処理を徹底する。
緑化	解体物の再利用化及びリサイクル化を検討する。
	緑化の適正な維持管理を行う。
	緑化を計画的に推進する。

#### 5. 事業部門等における配慮

上記1～4に関する取組方針の外、各事業部門においては別途に取り組むべき方針及び項目を定め、積極的に取り組みます。

取組区分	取組内容
市民病院	笑気ガスの適正利用・適正管理。
	医療廃棄物の処理手順の明確化及び適正処理。
	医療廃棄物の減量化の推進。
	患者・利用者へ省エネ及び省資源の協力を要請する。
教育機関及び関係各課	環境教育、環境学習の推進。
企業局	市民などへの節水意識の啓発を推進する。
環境保全課	廃棄物の分別の徹底及び減量化を推進する。
	各家庭におけるコンポスト、電気式生ごみ処理機の推進。
	廃棄物の処理に関するデータの開示。

## 第5章 計画の推進

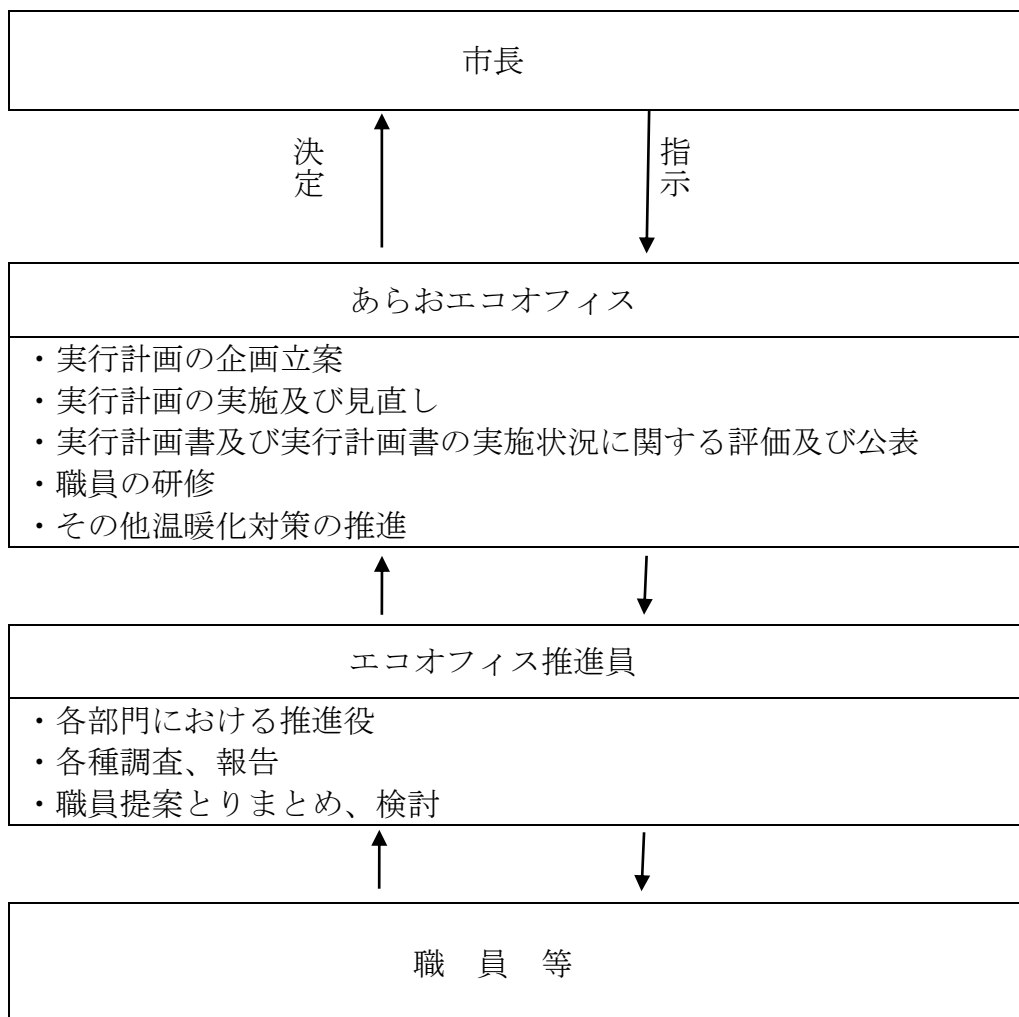
### 第1節 推進・点検体制

実行計画の推進に当たっては、「荒尾市地球温暖化対策の推進及びエネルギーの使用の合理化に関する要綱」に基づき、全庁的に推進する。(図-1フロー図のとおり。)

### 第2節 実行計画の進捗状況の調査・集計システム

あらおエコオフィスは、毎年度、取組状況や温室効果ガスの総排出量等を把握するための調査を全庁的に行い、取組みの進捗状況を集計し、進捗状況を総合的な立場で評価する。

図-1 荒尾市地球温暖化対策推進要綱に関する実行計画組織フロー  
(実行計画の推進・点検体制及び進捗状況の調査・集計システム)



### 第3節 職員の研修等

#### 1 職員研修及び情報の提供等

あらおエコオフィスは、実行計画の周知及び実効性を高めるため、あらおエコオフィス及びエコオフィス推進員会議や研修会を開催するほか、環境保全などに関する情報の提供等に努める。

エコオフィス推進員は、各所属の長と連携を図り、各職場で会議や研修会を開催する。

#### 2 環境保全活動への職員の参加

各所属の長は、職員が環境保全のためのボランティア活動などへ積極的に参加しやすい職場づくりに努める。

#### 3 新任職員研修時における環境教育の実施

新任職員研修時には、環境に関する教育を実施する。

#### 4 職員提案の募集

実行計画の実効性をより向上させるため、職員から改善に関する提案を募集し、積極的に活用する。

### 第4節 実行計画の進捗状況の公表

実行計画の進捗状況及び点検・評価結果については、毎年度、広報、ホームページ等により公表する。

## 第6章 資料編

### 1. 温室効果ガスの排出量等の現況に関する資料

表－5 平成30年度の主な活動の状況

項 目		基 準 値	備 考
電気使用量	市庁舎管理等	12,414,498 kwh	
	内、水道事業電気使用量	2,985,026 kwh	
	内、下水処理電気使用量	3,368,658 kwh	
燃料使用量	灯油	599,681 リットル	
	A重油	102,922 リットル	
	L P G	16,733 kg	
	ガソリン	33,660 リットル	
	軽油	19,838 リットル	
自動車走行距離		465,573 km	
笑気ガスの使用量		90 kg	
用紙の使用量		7,675,620 枚	(A4換算)
自動車の保有台数		100 台	
水道使用量	市 全 域	水道年間配水量	5,667,618 m <sup>3</sup>
		(有収水量)	5,022,914 m <sup>3</sup>
		(有収水量率)	88.6 %
	市 施 設	169,746 m <sup>3</sup>	
廃棄物量 (一般廃棄物量)	市 全 域	可燃物量	13,115 トン
		リサイクル量	2,331 トン
		不燃物理立量	361 トン
	市 庁 舎	5,512 kg	
下水処理量	処 理 量	4,704,232 m <sup>3</sup>	

表－6 平成 30 年度の温室効果ガス排出量

活動・排出量 項目	活動量	二酸化炭素排出 量換算値 (kg)	備 考
電気使用量 市庁舎管理等 (水道事業) (下水道事業)	12,414,498 kwh (2,985 千 kwh) (3,369 千 kwh)	5,818,604 (1,398,412) (1,580,808)	全て CO <sub>2</sub>
燃料使用量 灯油 A重油 LPG ガソリン 軽油	599,681 L 102,922 L 16,733 kg 33,660 L 19,838 L	1,493,206 278,919 50,199 78,091 51,182	CO <sub>2</sub> が大半を占める。 自動車使用に伴う CO <sub>2</sub> 排出量を含む。
自動車関連 ガソリン車走行量 ディーゼル車走行量	387,273 km 78,300 km	3,156 479	N <sub>2</sub> O CH <sub>4</sub>
下水処理量	4,704,232 m <sup>3</sup>	327,791	N <sub>2</sub> O、CH <sub>4</sub>
変圧器からの SF <sub>6</sub> 排出量	0 kg		
医療・笑気ガス使用量	90kg	26,820	全て N <sub>2</sub> O
合 計		8,128,447	

表－7 平成 25 年度の温室効果ガス排出量

活動・排出量 項目	活動量	二酸化炭素排出 量換算値 (kg)	備 考
電気使用量 市庁舎管理等 (水道事業) (下水道事業)	12,432,202 kwh (3,035 千 kwh) (3,374 千 kwh)	7,615,423 (1,860,429) (2,068,559)	全て CO <sub>2</sub>
燃料使用量 灯油 A重油 LPG ガソリン 軽油	680,438 L 109,750 L 16,887 kg 40,247 L 31,450 L	1,720,420 296,073 50,771 94,931 83,167	CO <sub>2</sub> が大半を占める。 自動車使用に伴う CO <sub>2</sub> 排出量を含む。
自動車関連 ガソリン車走行量 ディーゼル車走行量	453,870 km 148,649 km	7,215 2,483	N <sub>2</sub> O CH <sub>4</sub>
下水処理量	4,384,526 m <sup>3</sup>	305,514	N <sub>2</sub> O、CH <sub>4</sub>
変圧器からの SF <sub>6</sub> 排出量	0 kg		
医療・笑気ガス使用量	120kg	37,200	全て N <sub>2</sub> O
合 計		10,213,197	